

令和4年3月10日  
健康部保健予防課

## 三歳児健康診査における屈折検査の実施について

### 1 概要

こどもの視力が発達する時期は3～5歳がピークで、6歳頃には完成されると言われており、この時期に屈折異常や斜視などの弱視を早期に発見し、適切な治療をすることが重要である。

このため、保健相談所で実施している三歳児健康診査における視覚スクリーニングの精度の向上のため、ご自宅で行っていただく視力検査とアンケートに加えて、令和4年度より屈折検査を実施する。

### 2 屈折検査

屈折検査機器を使用し、屈折異常（近視・遠視・乱視・不同視）及び眼位異常（斜視）の有無を検査するもの

### 3 屈折検査機器

スポットビジョンスクリーナー（ウェルチ・アレン社製）を各保健相談所に1～2台導入（購入費について、令和4年度より国補助1/2の見込み）

### 4 開始時期

令和4年6月より

なお、4・5月対象者のうち、希望者には夏に屈折検査を実施する。

### 5 専門職の導入

小児の視能矯正や視機能の検査を行う専門技術職「視能訓練士(国家資格)」による相談・検査体制を整備する。

### 6 スケジュール

令和3年 11月 健康部にPT設置

令和4年 4～5月 職員研修

区報・ホームページで周知

6月 屈折検査開始

7～8月 4・5月対象者へのフォロー検査